

特別養護老人ホーム 八橋 「基本利用料金表」

	算定項目	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
①施設サービス費 2割負担額	個室	1304円	1440円	1586円	1724円	1858円
②施設サービス費 加算 2割負担額	栄養マネジメント強化加算	入居者ごとの栄養状態に応じて栄養ケア計画を作成し、関連職種が共同して栄養ケアマネジメントを行います。 22円				
	個別機能訓練加算(I)	入居者ごとの身体・精神機能評価を行い、個別機能訓練計画を作成し、関連職種が共同して運動精神機能が低下しないよう適度な運動指導を行います。 24円				
	夜勤職員配置加算	夜勤職員を2ユニットで1名以上配置します。 54円				
	サービス提供体制強化加算(I)	介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の80以上を満たしています。 44円				
	看護体制加算(I)	常勤の看護師を1名以上配置します。 12円				
	看護体制加算(II)	管理者を中心として介護職員及び看護職員による協議の上、夜間における24時間の連絡・対応体制に関する取り決めを整備し、入居者に対する観察項目の標準化を行います。 26円				
③食費 負担限度額	第1段階	300円				
	第2段階	390円				
	第3段階	650円				
	第4段階	1,530円				
④居住費 負担限度額	第1段階	820円				
	第2段階	820円				
	第3段階	1,310円				
	第4段階	2,570円				
利用負担額合計 (①+②+③+④)	第1段階	2,606円	2,742円	2,888円	3,026円	3,160円
	第2段階	2,696円	2,832円	2,978円	3,116円	3,250円
	第3段階	3,446円	3,582円	3,728円	3,866円	4,000円
	第4段階	5,586円	5,722円	5,868円	6,006円	6,140円

※オムツ代・日常の洗濯代は、施設サービス費に含まれます。

※その他の介護給付サービス加算

★介護職員処遇改善加算・・・基本サービス費に各種加算を加えた1月あたりの総単位数に8.3%を乗じた単位数を加算。

★介護職員等特定処遇改善加算・・・基本サービス費に各種加算を加えた1月あたりの総単位数に2.7%を乗じた単位数を加算。

- ・初期加算・・・60円（入居した日から起算して30日以内の加算）
- ・外泊時費用・・・492円（外泊初日と最終日以外の日の負担額。6日/月）
- ・療養食加算・・・12円/回（療養食〈糖尿病食、腎臓病食、貧血食等〉を提供した場合 1日につき3回を限度）
- ・経口移行加算・・・56円（180日以内）
- ・経口維持加算（I）・・・800円/月
- ・経口維持加算（II）・・・200円/月
- ・口腔衛生管理加算（I）・・・180円/月
- ・口腔衛生管理加算（II）・・・220円/月
- ・若年性認知症入所者受入加算・240円
- ・看取り介護加算（I）・・・144円～2560円
- ・個別機能訓練加算（II）・・・40円/月
- ・排せつ支援加算（I）・・・20円/月
- ・褥瘡マネジメント加算（III）・・・20円/月（3月に1回を限度）
- ・自立支援推進加算・・・600円/月
- ・再入所時栄養連携加算・・・400円/回
- ・ADL維持等加算（I）・・・60円/月
- ・安全対策体制加算・・・40円/回
- ・科学的介護推進体制加算（I）・・・80円/月
- ・科学的介護推進体制加算・・・100円/月
- ・新型コロナウイルス感染症対策・・・新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価として令和3年9月末までの間、所定単位数に0.1%を乗じた単位数を加算。

※その他の日常生活費

日用品費（ティッシュ、歯ブラシ、化粧品等）、理美容代（顔そり660円～1500円、カット2000円～2200円、パーマ5500円等）
外部クリーニング代、医療費、インフルエンザ予防接種代金、電気代（テレビ、充電器などの個人家電製品）など

「食費及び居住費（滞在費）負担限度額の段階について」

第1段階:市町村民税非課税世帯で、老齢福祉年金を受給している方、生活保護世帯の方。かつ預貯金などが単身で1000万円（夫婦で2000万円）以下。

第2段階:市町村民税非課税世帯で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が年間80万円以下の方。かつ預貯金などが単身で1000万円（夫婦で2000万円）以下。

第3段階:市町村民税非課税世帯で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が年間80万円を超える方。かつ預貯金などが単身で1000万円（夫婦で2000万円）以下。

第4段階:上記以外の方（本人が市町村民税非課税でも世帯の中に市町村民税課税者がいる方を含まず。）